

〈様式1〉

令和5年度 防災計画（抄）

（ 11 - 20 ）

名古屋市立福春小学校

校長 鴨下 実枝

I 目的

地震や火災等の災害に備え、自他の安全を確保する心構えを日常のあらゆる場面で指導するとともに生命を守る行動を訓練によって培う。また、平素より安全管理と安全確保のための整備点検および情報の収集を行って安全な生活に対する理解を深めることを目的とする。

II 災害安全に関する指導 年間計画（訓練も含む）

実施予定日	指導・訓練の主な内容	訓練
4月10日 ～14日	「なごやっ子防災ノート」を使用した地震・火災・津波・集中豪雨に関する指導(学級活動)	
4月17日	緊急地震速報受信後、地震発生を想定した避難訓練（授業時避難経路・避難場所の確認等） 津波や洪水被害を想定した屋上への避難体験	◎
5月18日	授業中の地震発生を想定したシェイクアウト訓練（予告あり）	○
6月20日	休み時間中の地震発生を想定したシェイクアウト訓練（予告あり）	○
7月13日	登下校時における避難場所の確認（分団別児童会） 登下校中に災害が起こった場合の安全指導	
9月 1日	大地震が起きた場合の保護者への引き渡し訓練	○
10月17日	清掃時間中の地震発生を想定したシェイクアウト訓練（予告なし）	○
11月 1日 ～11日	「なごやっ子防災ノート」を活用した津波避難の指導	
12月8日	休み時間中の地震発生を想定したシェイクアウト訓練（予告なし）	○
1月16日	緊急地震速報受信後、地震発生及び火災発生を想定した休み時間内の避難訓練	○
2月20日	授業中の地震発生を想定したシェイクアウト訓練（予告なし）	○

◆ 「なごやっ子防災ノート」の活用について

- ・ 毎月1日の朝の会で「なごやっ子防災ノート」を使って指導する。
- ・ 家庭でも活用して安全確保の対応を考えさせるようにする。

III 生命の安全確保に対する指導について

避難訓練はもとより、道徳や総合的な学習を中心として「自分の身は自分で守る」という意識を高め、次の3点を重点として生命の安全確保に対する指導を行う。

- ア 避難経路および避難場所と避難時の遵守事項について確認する。
- イ 地震発生時および災害発生時の心構え、集団行動について周知徹底を図る。
- ウ 学校や自宅内外の危険箇所、通学路の安全確認と危険への対応策を知らせる。

○ 医療的ケア児への対応について

- ・ 対象児童 3年 (男)
- ・ 医療的ケアの状況

うっ血性硬膜下血腫により脳が圧迫され手足を思うように動かすことが困難である。現在は、右側頭部頭蓋骨欠損の状態にあり、ヘッドギアを装着している。左側の視野欠損と左上下肢の巧緻運動発達遅延が認められるため左側をぶつけやすい、左側からの呼びかけに対する反応が遅れるなどの可能性があり、特に歩行や運動をする際に介助が必要である。

- ・ 非常時の対応

ア 在校時に地震等災害発生の場合

基本的に担任もしくは学校生活介助アシスタントの近くで生活しているため、近くの大人の指示に従って、身を守る行動をさせる。

イ 在校時に避難場所へ移動する場合

学校生活介助アシスタントと一緒に移動させる。アシスタント不在の場合は、担任と共に集団の先頭で移動させる。

ウ 登下校時の場合

保護者の判断の下、安全を確保する行動をさせる。

エ 事前の指導

特別に配慮が必要な児童の存在を全校で共有し、普段の生活だけでなく、非常時における対応についても共通理解をしておく。

IV 地震等における安全指導について

1 地震発生を想定した指導

(1) 地震発生を想定した指導

① 在校中

- ア 緊急避難指示（緊急）により、校舎内の児童は近くの教室に入らせ身を守らせる。また、運動場の児童は建物から離れ、低い姿勢で身を守らせる。
- イ 校舎内の児童の誘導は、学級担任があたり、校舎外の児童の誘導は、担任以外の教師および運動場の授業者があたる。
- ウ 校舎内の誘導順序は、階段に近い学級・下学年から避難させる。
- エ 校舎内にいた児童には、必ずヘルメット又は防災頭巾をかぶり頭部を守るように指導する。
- オ 緊急地震速報を受信した場合は即座に全校放送で知らせ、低い姿勢の維持や頭部を守るなどの方法で身を守らせる。

② 登下校中

- ア 福春小学校防災マニュアル・登下校時編に沿って行動させる。
- イ 建物から離れ、低い姿勢で、ランドセルや手提げなどを使って頭部を中心に身を守らせる。
- ウ 原則登校時は、地震がおさまったらあわてずに学校に登校する。
- エ 原則下校時は、地震がおさまったらそのまま下校する。

(2) 地震による火災発生を想定した指導

◆ 第1避難場所：運動場

第2避難場所：戸田川緑地

- ア 緊急放送による避難指示（緊急）に基づいて避難させる。
- イ 担任は沈着な態度で避難することを指示し、避難させる。
- ウ 火元に近い教室から避難し、「押さない、走らない、しゃべらない、戻らない」を徹底させる。
- エ 校舎の火災によって運動場が危険な場合は戸田川緑地に避難する。

(3) 津波注意報発表・津波警報発表・避難指示発令・津波発生を想定した指導

① 津波についての指導

各クラスにおいて、津波警報が発令された場合を想定して、避難方法や避難経路について指導をする。そして、全校で避難訓練を行い、実際に避難方法を確認していく。津波注意報発表の場合は、緊急避難に備え、避難場所、方法、経路について確認させる指導をする。

② 在校中

◆ 避難場所：南校舎3階教室

- ・ 安全な避難ができるように津波襲来の時期や大きさなどの情報を収集する。
- ・ 緊急避難が必要なときは、教師の指示に従って、すみやかに校舎3階まで避難するように指導する。津波警報が発令された時の避難方法は、地震避難訓練に準じて行う。低学年から学級ごとに、その場から最も近い階段を使用して3階に避難する。地域住民が避難してきた場合は、屋上を使う。

- 津波注意報が発表された場合は、児童に情報を伝え、状況によって安全に避難させ、掌握する。
 - ア 注意報が発表されたことを、すみやかに児童に知らせる。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
 - イ 注意報が発表されたことや児童の状況等を、保護者に伝える。
- ③ 登下校中
 - 登校途中に発表されたときは、原則としてそのまま登校させ、在校中に準じた措置をとる。
 - 下校途中に発表されたときは、そのまま下校させ、在宅時に準じて津波避難ビル及び高い建物に避難する措置をとる。

【通学分団の利用が想定される学区津波避難ビル】

学区津波避難ビル	通学分団
福春小学校、サンモールV(春田野1-802-1)	西蟹田、春田野1・北公園・中央公園
イオン南陽(春田野1-330)	春田野2・中央公園、八百島
名古屋市農業文化園(春田野2-3204)	春田野2・3
南陽中学校、メゾン二村(春田野3-1502)、メゾン二村Ⅱ(春田野3-902-19)、メゾン二村Ⅲ(春田野3-902-2)、ダイアパレス戸田川緑地(春田野3-3005)	春田野3、八百島
ライオンズガーデン南陽町(東蟹田1804)	東蟹田

- (4) 緊急地震速報を受信したことを想定した指導
 緊急地震速報を受信したら、教頭及び教務主任が緊急放送で全校に知らせる。
 放送を聞いたら、児童には担任の指示に従い身を守る体制をとらせる。
- (5) 大規模地震(震度5強以上)が発生した場合の指導
 ※ 南陽中・南陽東中ブロックにおいては、大規模地震を「震度5弱以上」とする。

震度5弱以上の地震発生時	児童	教職員
① 在校時に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> 授業をはじめとする教育活動を打ち切る。 あらかじめ保護者との間で取り決めた方法で引き渡す。 翌日以降、学校から連絡があるまで臨時休業日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 変化する情報に絶えず留意するとともに、速やかに対応する。 自校の状況を市教育委員会(学校整備課・指導室等)に報告する。
② 登下校の途中に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> 登校中の場合は、原則としてそのまま登校させ、上記①に準じた措置をとる。 下校中の場合は、原則としてそのまま下校させ、下記③に準じた措置をとる。 	
③ 在宅時に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> 学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。 	
④ 野外教育センター利用の時	<ul style="list-style-type: none"> 出発前に発生した場合は、学校は出発をやめて、上記①の措置をとる。 出発後に発生した場合は、できるだけ確な情報を集め、適切な措置を講ずる。 利用中に発生した場合は、そのままセンター内にとどまり、所長の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> 引率責任者は、自校のとった措置を学校及び関係機関へ連絡する。 学校は、内容によっては保護者にも連絡をする。

⑤ 修学旅行・その他の校外学習の時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出発前、解散後に発生した場合は、好況に応じて、上記①～③の措置を講ずる。 ・ 出発後に発生した場合は、直ちに情報を集めて対処する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引率責任者は、自校のとした措置を学校及び関係機関へ連絡する。 学校は、内容によっては保護者にも連絡をする。市教育委員会に連絡する。
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことを想定した指導

(1) 在校中

児童等に情報を伝え、状況によっては安全に避難させ、掌握する。

- ① 全ての教育活動を打ち切り、情報が発表されたことをすみやかに児童に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
- ② 情報が発表されたことを、「緊急情報メール」にて保護者に伝える。
- ③ 既に南海トラフの一部で地震が発生し、すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、児童等を保護者に引き渡す等により、帰宅させる。

(2) 登下校中

あらかじめ、次のことについて指導しておく。

- ① 登校中の場合は、原則としてそのまま登校する。登校したら、在校時の指導に準ずる。
- ② 下校中の場合は、原則としてそのまま下校する。下校後は、在校時の指導に準ずる。

(3) 在宅時

あらかじめ、次のことについて指導しておく。

- ① 情報が発表されたことを知った場合は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め等、日頃からの地震への備えの再確認をする。
- ② 特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常通り登校する。

3 非常災害が発生した場合の対応についての保護者への周知方法

(1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

「各種警報・災害発生時の対応について」（別紙参照）を年度当初に保護者に配布し、学校から改めて連絡がなくても決められた措置をとることを徹底させ、保護者の協力を依頼する。

(2) 発生した時に周知する方法

「緊急情報メール」やホームページを通じて対応を保護者に周知する。
メールやホームページが使えなくなった場合は正門に情報を張り周知する。

4 防災週間（8月30日～9月5日）における防災訓練計画

(1) 参加人数

児童	職員	保護者等	合計
289名	30名	232名	551名

(2) 訓練内容

地震発生による避難及び帰宅行動訓練（発災型訓練）

- ① 各学級において、巨大地震発生時の想定を、教師と児童とで共有するとともに

に、災害救助用備蓄食料（アルファ化米）を配布する。

- ② 授業中に地震が発生したと想定する。机の下にもぐる。
- ③ 「南海トラフ地震臨時情報」の発表にともない、教室で保護者・代理人が引き取りに来るまで待機する。
- ④ 担任は、児童個票をもとに保護者・代理人に児童を引き渡す。
- ⑤ 一定の時間後、引き取り者の来ない児童は、体育館に集め分団別に整列させる
- ⑥ 分団担当者が児童を引率し、帰宅させる。

5 施設の整備について

学校建物内及び敷地内の状況を目視で確認するとともに、定期的に安全点検を行い、必要に応じ補修改善等を行う。通学路も同様に定期的に安全確認を行う。点検や応急復旧のため、ヘルメット等の安全対策用や作業用の工具を用意する。

6 その他

(1) 防災用ヘルメット・防災頭巾等の常備の有無

防災用ヘルメットは1～4年生、防災頭巾は5・6年生が各教室に常備する。

(2) 地域の情報収集・情報伝達

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等で正確な情報をつかむようにする。
- ② P T A：役員・地区委員を通じて、学区内箇所の情報が得られるようにP T A会長に依頼する。
- ③ 学 区：区政協力委員あて、学校への情報提供を依頼する。
- ④ 隣接校：南陽ブロック及び南陽東ブロック各校間で情報を交換する。
- ⑤ 保護者：なごやっ子あんしんメール配信により情報を伝達する。

(3) 関係機関への連絡

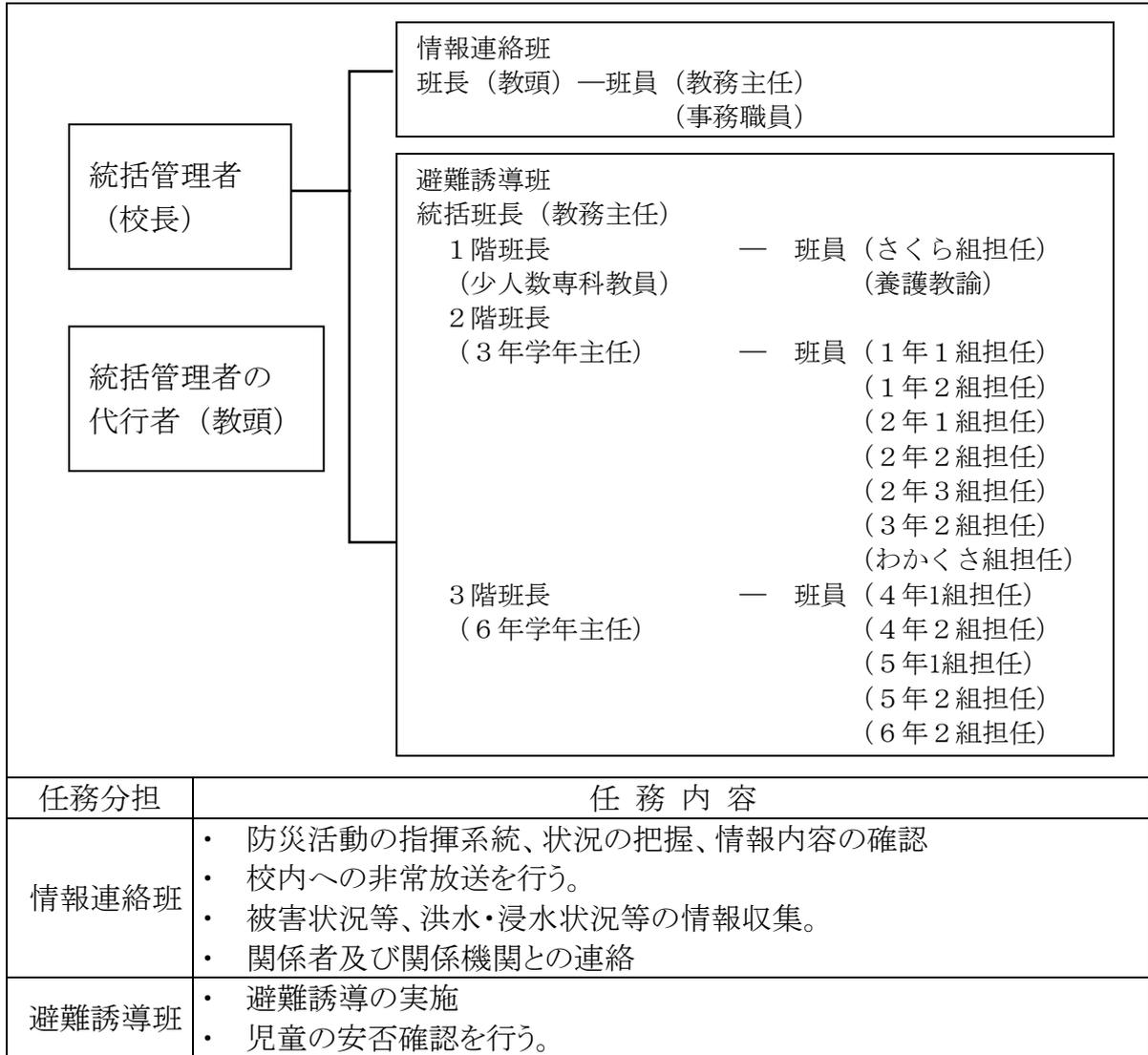
ア 福春学区連絡協議会（紙崎重光）	0 5 2 - 3 0 2 - 5 7 6 9
イ 港区役所南陽支所	0 5 2 - 6 6 1 - 1 5 8 1
ウ 港土木事務所	0 5 2 - 3 0 1 - 8 1 1 8

(4) 通学路の危険箇所

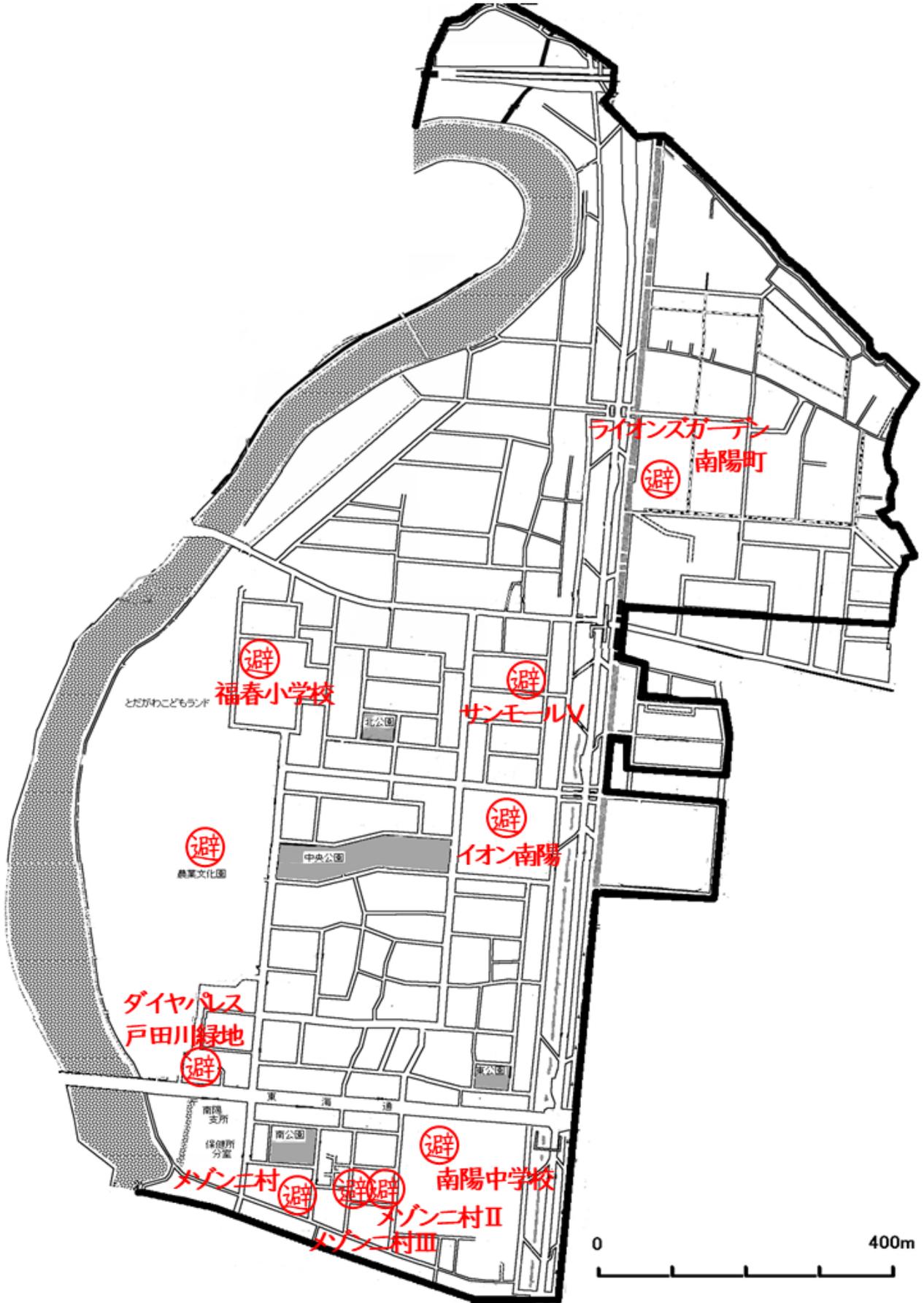
内 容	記 号	危険箇所
倒壊のおそれのある箇所	④	0 箇所
落下のおそれのある箇所	⑤	0 箇所

※ 危険箇所の記号を赤で記入した学区地図を添付すること。

(5) 防災体制（自衛水防組織）



【学区内津波避難ビル】



V 暴風・大雨等における安全指導について

1 暴風警報が発表されたことを想定した指導

(1) 登校前

- ① 「各種警報・災害発生時の対応について」（別紙）に従って行動するよう事前に指導を徹底し、保護者へも協力を依頼する。児童の登校前に、暴風警報が発令されている場合は、午前中の授業は中止にする。
- ② 暴風警報解除後の登校に際しては、安全を確認してから各分団で登校させる
- ③ 避難指示が出た場合は暴風警報発令時に準じて自宅で待機させる。
- ④ 登校か否かの判断の迷う場合には、なごやっ子あんしんメール等において学校から連絡を伝達する。

(2) 登下校中

- ① 登校途中で暴風警報が発表されたことがわかったら、原則としてそのまま登校させる。その後については、在校時の指導に準ずる。
- ② 避難指示が出た場合は、原則としてそのまま登校させる。その後については、在校時の指導に準ずる。
- ③ なごやっ子あんしんメール・ホームページ等で保護者に情報を知らせる。

(3) 在校時

- ① 暴風警報が発表された場合は、中学校ブロックと連絡をとり、分団で担当が付き添いで児童を下校させる。
- ② 避難指示が出た場合は、授業を打ち切り、学校に待機させる。児童が避難していることをなごやっ子あんしんメールや電話等で保護者に連絡する。解除された場合、安全確認後、留守家庭の確認をしてから下校させる。

(4) 下校後

外出を見合わせ、テレビ、ラジオ、インターネット等で正確な情報をつかむようにする。

2 大雨警報、洪水警報が発表されたことを想定した指導

(1) 登校前

- ① 暴風警報以外の大雨等警報発表のときは、原則として授業を行う。ただし、大雨等により道路が冠水して登校できないときは、分団ごとに学校へ連絡し自宅で待機させる。
- ② 大雨警報発令時においては、出水等の危険箇所がある場合は、登校を見合わせ、各地区のPTA地区委員と連絡をとりあい、安全を確認したうえで登校させる。

(2) 登下校中

- ① 大雨警報が発表された場合は、職員が手分けして通学路や危険箇所へ出向き、安全を確認し登校させる。

(3) 在校時

- ① 大雨警報が発表された場合は、児童は学校で待機させる。浸水が予想される場合は、上階に移動させる。
- ② 解除されたら職員で安全を確認した後、下校させる。
- ③ 下校時に激しい雨が予想される場合は学校に待機させ、下校時間を遅らせることもある。

(4) 下校後

- ① 外出を見合わせ、テレビ、ラジオ、インターネット等を使用し、情報を収集する。
- ② 河川の近くや浸水や冠水している場所に近づかないよう厳重に注意しておく。

また、翌朝の登校については、情勢を判断し、なごやっ子あんしんメール等で児童・保護者に周知する。

3 在校中に警戒レベル3「高齢者等避難開始」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令されたことを想定した指導

(1) 警戒レベル3「高齢者等避難開始」が発令された場合

- ・ 児童等に情報を伝え、状況によって安全に避難させ、掌握する。
- ・ 警戒レベル3が発表されたことを、すみやかに児童等に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
- ・ 警戒レベル3の発表や児童等の状況等をなごやっ子あんしんメールで連絡する。

る。

(2) 警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合

- ・ 授業を打ち切り、学校に待機させる。保護者に待機していることをなごやっ子あんしんメールや電話等で連絡する。
- ・ 児童は南校舎2階・3階で待機させる。
- ・ 解除された場合、安全確認後下校させる。

4 在校中に特別警報が発表されたことを想定した指導

- ・ 特別警報が出た場合は、学校に待機させる。保護者に待機していることを緊急情報メールや電話等で連絡する。
- ・ 児童は南校舎2階・3階で待機させる。

5 警報が発表された場合や警戒レベル3「高齢者等避難開始」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合の対応についての保護者への周知方法

(1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

- ・ 「各種警報・災害発生時の対応について」（別紙参照）を年度当初に保護者に配布し学校から改めて連絡がなくても決められた措置をとることを徹底させ、保護者の協力を依頼する。

(2) 発表・発令された時に周知する方法

なごやっ子あんしんメールやホームページを通じて対応を保護者に周知する。メールやホームページが使えなくなった場合は正門に情報を張り周知する。

6 その他

(1) 地域の情報収集

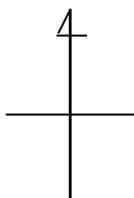
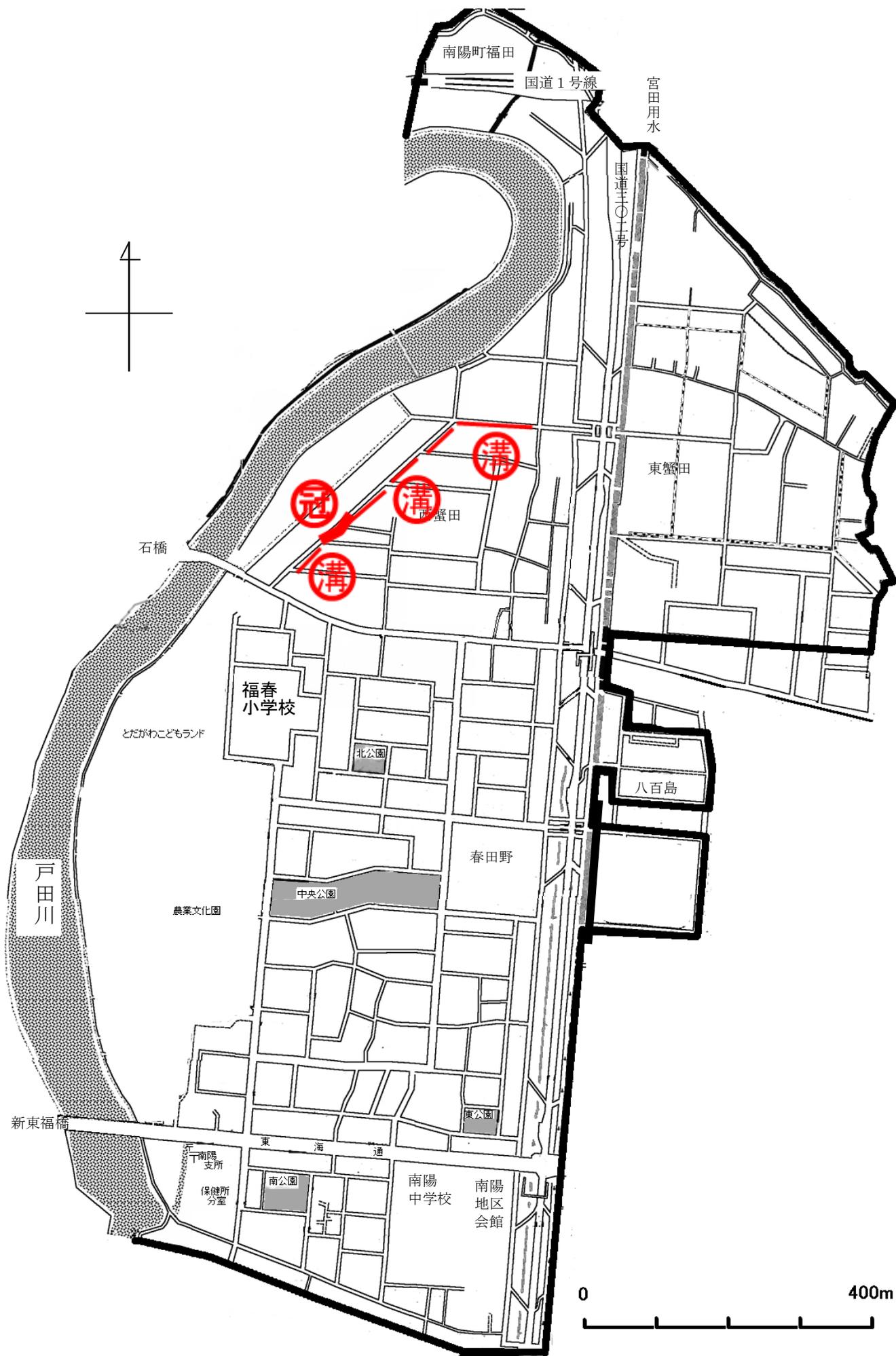
- ① テレビ、ラジオ、インターネット等で正確な情報をつかむようにする。
- ② P T A：役員・地域委員を通じて、学区内箇所の情報が得られるようにP T A会長に依頼する。
- ③ 学 区：区政協力委員あて、学校への情報提供を依頼する。
- ④ 隣接校：南陽ブロック各校間で、情報を交換する。

(2) 関係機関への連絡

- ア 福春学区連絡協議会（紙崎重光） 0 5 2 - 3 0 2 - 5 7 6 9
- イ 港区役所南陽支所 0 5 2 - 6 6 1 - 1 5 8 1
- ウ 港土木事務所 0 5 2 - 3 0 1 - 8 1 1 8

(3) 通学路の危険箇所

内 容	記 号	数	
出 水 危 険 箇 所	㊦	0	箇所
蓋 の な い 危 険 な 側 溝	㊧	0	箇所
危 険 な マ ン ホ ー ル	㊨	0	箇所
冠 水 の お そ れ の あ る 箇 所	㊩	1	箇所
が け 崩 れ の お そ れ の あ る 箇 所	㊪	0	箇所



(4) 防災体制（自衛水防組織）

